

特定施設入居者生活介護事業所 梨ノ木園 運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人伊賀市社会事業協会（以下「事業者」という。）が開設する特定施設入居者生活介護事業所梨ノ木園（以下「事業所」という。）が行なう外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、事業所が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、事業所において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにします。

第2章 外部サービス利用型特定施設職員の職種 員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第3条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

管理者 1人 (盲養護老人ホームと兼務)

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行なうとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行なう。

生活相談員 1人以上 (兼務)

生活相談員は、利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行ないます。

介護職員 1人以上 (常勤換算 盲養護老人ホームと兼務)

介護職員は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実のための全般にわたる介護を行ないます。

計画作成担当者 1人以上 (兼務)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成を行ないます。

第3章 入居定員及び居室数

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称 特定施設入居者生活介護事業所 梨ノ木園
所在地 三重県伊賀市朝屋734番地の1

(入居定員及び居室数)

第5条 事業所の入居定員及び居室数は、次のとおりとします。

定 員 50名
居 室 45室

第4章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の内容及び 利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明並びに契約の締結等)

第6条 事業所は、サービス提供の開始に際してあらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者等の勤務体制、事業者及び受託居宅サービス事業者との業務分担の内容、名称並びに種類、利用料の額及び改定方法、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行ない、事業の提供に関する契約を締結するものとします。

2 事業所は、前項のサービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険者資格、認定状況、有効期間を確認します。

(外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第7条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行ないます。

2 事業者は、サービス提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分な説明を行います。

3 事業者は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。なお、身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。

4 事業所は、自ら事業の質の評価を行ない、常にその改善を図ります。

(相談及び援助)

第8条 事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行ないます。

(特定施設サービス計画の作成)

第9条 事業所の計画作成担当者は、利用者について、その有する能力、その置かれてい

る環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所及び他の特定施設職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成します。

- 2 前項の特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案をあらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画作成後は、利用者に交付します。また、常に当該計画の評価を行ない必要に応じて変更します。

(利用料)

第10条 事業所が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額の法令等で定められた負担割合とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
- (2) おむつ代
- (3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

- 4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

(利用料の変更等)

第11条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 事業所は、前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地

(受託居宅サービス事業者及び当該事業者の名称、所在地)

第12条 事業所が委託する指定居宅サービス事業所は、次のとおりとします。

- (1) 指定訪問介護事業所 なしのき 三重県伊賀市朝屋734番地の1
- (2) 指定訪問介護事業所 かしの木ひろば 三重県伊賀市上野寺町1184番地の2
- (3) 訪問看護ステーション おかなみ (社会医療法人畿内会 岡波総合病院)
三重県伊賀市上之庄2711番地の1
- (4) 指定通所介護事業所 なしのき 三重県伊賀市朝屋739番地の2
- (5) 株式会社 米岡家具センター 三重県伊賀市土橋63番地の1

- 2 前項各号に掲げる事業所が委託する指定居宅サービス以外のサービスは、利用者の状況に応じて委託するものとします。

- 3 前項の指定居宅サービス以外のサービスは、指定訪問入浴介護、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定認知症対応型通所介護とします。

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

(居室の移動)

第13条 適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

- (1) 日照、採光などの環境がより適切なサービス提供をする合理的理由があるとき。
- (2) 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき。
- (3) より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき。
- (4) その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき。

- 2 事業所は、事業の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て居室を移動させることができます。

(居室移動の手続き)

第14条 前条第1項に規定する居室の移動を希望する利用者は、その理由を付した書面を管理者へ提出しなければなりません。

- 2 事業所の管理者は、前項の書面を受理したときは、その理由その他外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の適切な運営を総合的に勘案し、その適否を利用者に書面をもって通知します。
- 3 前条第2項の規定により、事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、利用者の同意を得なければなりません。

(居室移動に係る費用負担)

第15条 前条第2項の規定により居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復しなければなりません。

- 2 前項に規定する現状に復する費用は利用者の負担とします。

第7章 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の 利用に当たっての留意事項

(介護居室)

第16条 事業所は、利用者の居室に、ベッド・収納設備等の備品を備えています。

(一時介護室)

第 17 条 事業所は、介護を行なうために適当な広さを確保しています。

(食堂)

第 18 条 事業所は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています。

(浴室)

第 19 条 事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽のほかに要介護者のための浴槽を設けています。

(便所)

第 20 条 事業所は、居室のある階ごとに便所を設けています。

(機能訓練室)

第 21 条 事業所は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。

(喫煙)

第 22 条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限るものとし、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力をしていただきます。

(飲酒)

第 23 条 飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限るものとし、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力をしていただきます。

(衛生保持)

第 24 条 利用者は、事業所の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所にご協力をしていただきます。

(禁止行為)

第 25 条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 26 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の

程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(利用者の家族との連携)

第 27 条 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保します。

第 8 章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第 28 条 事業所は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。

(事故発生時の対応)

第 29 条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡します。

第 9 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 30 条 事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し、従業者に周知するとともに、当該計画に従って、年 4 回以上の避難誘導訓練その他必要な訓練等を行います。

第 10 章 その他運営に関する重要事項

(入退所の記録の記載)

第 31 条 入所に際して、入所年月日、施設の種類・名称を被保険者証に記載します。また、退所に際しては退所年月日を被保険者証に記載します。

(勤務体制等)

第 32 条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めています。
2 従業者の資質向上のための研修の機会を設けています。

(協力医療機関等)

第 33 条 入院治療を必要とする利用者のために協力医療機関等を定めています。

(掲示)

第 34 条 特定施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示しています。

(秘密の保持)

第 35 条 従業者は、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしません。

2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じます。

(苦情処理)

第 36 条 サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置しています。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

3 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。また、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行なうとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

4 サービスに関する利用者からの苦情に関して、三重県国民健康保険団体連合会（以下本項において「連合会」という。）の調査に協力するとともに、連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行なうとともに、連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告します。

(地域との連携)

第 37 条 運営にあたって、地域住民又は住民活動との交流、協力を行なうなど、地域との連携に努めています。

(記録と整理)

第 38 条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備します。

2 利用者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

(1) 特定施設サービス計画

(2) 受託居宅サービス事業者等から報告に係る内容の記録

(3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録

(4) 市町村への通知に関する事項の記録

(5) 苦情の内容等の記録

(6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由の記録

(9) 一部業務委託をしている場合は、その記録

(10) 法定代理受領サービスに係る同意書を受けている場合は、その書類

(虐待防止に関する事項)

第 39 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第 40 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための委員会を設置し、指針を作成するとともに、その内容を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は従業者に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 41 条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。

2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行ない必要に応じて計画の変更を行なう。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第 42 条 男女雇用機会均等法における対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他)

第 43 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊賀市社会事業協会と事業所との協議に基づいて定めるものとします。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行します。

この規程は、平成30年8月1日から施行します。

この規程は、令和元年10月1日から施行します。

この規程は、令和2年4月1日から施行します。

この規程は、令和3年4月1日から施行します。

この規程は、令和6年4月1日から施行します。